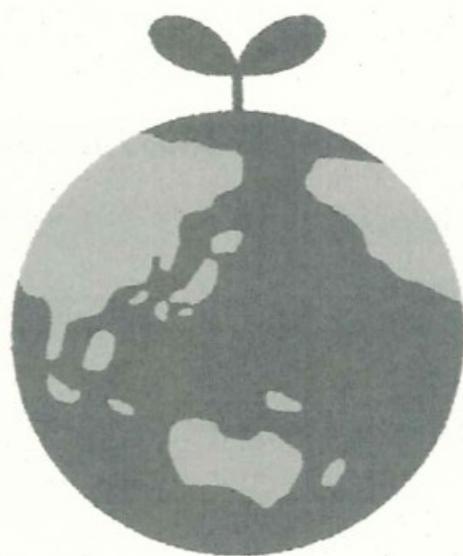


〈自治連合会用〉

# 学区要望

マ ニ ュ ア ル



令和5年度

大津市 市民相談室

# 目 次

## 第1章 学区要望について

1. 学区要望とは	1
2. 学区要望の事務手順	1
3. 要望書の作成方法について	2
4. 要望先の判断	3
5. 要望にあたってのお願い	3
6. 提出について	3
《資料》関係機関一覧	4

## 第2章 修繕、維持管理等や個人的な要望の依頼

1. 修繕、維持管理等の依頼とは	5
2. 依頼の方法について	5

### ◆学区要望と修繕・維持管理等の依頼の方法について

要望内容	要望・依頼の方法
学区全体のまちづくりに関わる要望 ※市街灯やカーブミラーの新規設置を含む	学区要望書を市民相談室へ提出
既存の設備や施設に関する修繕・維持管理等に関する依頼	直接、担当課へ依頼（随時受付） 電話、メール、FAX, 市民通報システム、修繕等依頼書

修繕・維持管理等の依頼は、随時担当課へ直接ご連絡いただくようお願いいたします。

# 第1章 学区要望について

## 1. 学区要望とは

地域の目指す将来像に近づくため、また、地域が抱える課題を解決し、よりよいまちづくりに資するため、地域から大津市への要望です。

## 2. 学区要望の事務手順

- ◆学区要望書：8月末までに提出（データ・紙ベース）  
※提出については、支所からの通送や郵送でも受付けています。

### 学区要望 事務手順

各自治会は、要望書（添付用地図・写真含む）を作成します。

各自治会は、要望書を当該学区自治連合会へ提出します。

当該学区自治連合会は、自治会からの要望内容を集約の上、学区要望書として取りまとめ、市民相談室へ提出します。

市民相談室は、学区要望書を各担当課へ送付し、期日までに回答を求めます。

各担当課は、学区要望について市民相談室へ回答します。

市民相談室は、各担当課の回答を取りまとめの上、回答書を学区自治連合会へ送付します。

当該学区自治連合会は、学区要望書の回答を各自治会へ回付します。

### 3. 要望書の作成方法について

(1) 「要望書及び回答書」の様式は、所定の様式（Word）を使用し、書式等の変更はしないでください。

◎「要望書及び回答書」の様式は、市ホームページからダウンロードできます。（6月●●日以降）  
市ホームページ 便利なサービス 申請書ダウンロード> 暮らし・手続き> 自治会> 自治連合会学区  
要望書様式（word） ・学区要望マニュアル（自治連合会用）（自治会用） ・学区要望書  
・修繕等依頼書

(2) 「要望書及び回答書」の様式により「新・継」「要望内容及び要旨」「担当課」を記載してください。

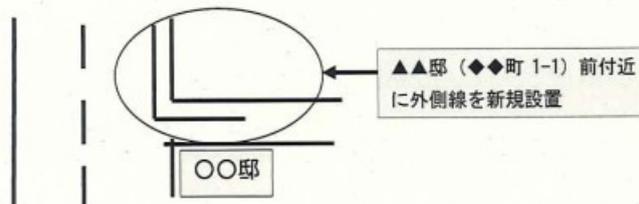
- ◎「要望内容及び要旨」については、簡潔にお願いします。
- ◎以前と同様の要望をされる際は、過去の回答の内容等を踏まえて要望内容を検討し、状況に変化があった場合は、その旨を記載してください。
- ◎要望書を手書きされる場合は、ボールペンを使用し、楷書（かいしょ）で大きく明瞭に記載してください。

(3) 「図面・写真」欄には、該当の要望に対応する位置図、写真と同じ資料番号を記載してください。

- ◎要望場所や要望内容の特定しやすい資料をできるだけ「A4カラー」で、ご提出お願いします。
- ◎すべての地図に、自治会名を明記してください。

【位置図】 位置図には最寄りの公共施設や住所を明記する等、確実に場所を特定できる工夫をお願いします。

(例)



【写真】 写真は、近景だけでなく、なるべく周囲の状況がわかるように撮影してください。

(4) 平日の昼間に連絡がとれる連絡先を必ず明記してください。

(5) 市街灯やカーブミラーの新設条件は、次のとおりです。

【市街灯】 大津市道上の夜間交通の安全確保を目的に設置、維持管理する照明灯

- 市道であること（国道、県道、里道及び私道には設置できません。）
- 原則、既存の関西電力柱やNTT柱（それらが無い場合は、専用柱を建てる場所があること）

【カーブミラー】 交通ルールを遵守することを前提として、その物理的条件等により視距が確保されない場所に設置するもの

「設置する場所」

- 大津市道の視界不良のカーブ
- 大津市道と大津市道または大津市道と公道との交差点（公道とは、国道、県道、他市道をさします）

「設置しない場所」

- 隅切りが施されており、視距が確保されている交差点
- 一旦停止、信号機設置等の公安規制により交通安全上の措置がされている交差点

## 4. 要望先の判断

【道路】市道か否かの判断は、「市道認定路線網図」を参照してください。

⇒担当課：路政課 [TEL077-528-2858](tel:077-528-2858)

「市道認定路線網図」

市ホームページ [便利なサービス](#) > [大津市地図検索サービス「My Townおおつ」](#)

【河川】一級河川、普通河川、準用河川の判断

⇒担当課：道路・河川管理課 [TEL077-528-2782](tel:077-528-2782)

※一級河川でも、その上流や支流の場所によって普通河川となる場合がありますので注意してください。

※大津市が所管するのは、普通河川・準用河川です。

【公園】児童遊園地及び都市公園

⇒担当課：公園緑地課 [TEL 077-528-2784](tel:077-528-2784)

【その他】所管課が不明の場合は、[市民相談室 \(TEL 077-528-2666\)](tel:077-528-2666) へお問い合わせください。

## 5. 要望にあたってのお願い

(1) 学区内で内容を調整のうえ、ご要望ください。

◎市道拡幅や側溝改修による通行幅の拡張等は、市道との境界確定や地権者の用地協力等が必要となる場合がありますので、協力が得られる見込み等、地元での調整を図っていただいた上で要望していただくようお願いします。

(2) 個人的な要望は学区要望ではなく直接担当課へご連絡ください。(主なものはP5参照)

(3) 道路や公園施設の修繕の依頼は直接担当課へご連絡ください。(主なものはP5参照)

◎既存の設備や施設に関する修繕・維持管理等については、学区要望ではなく、直接担当課へご連絡ください。(P5参照)

### 【緊急性のある要望事項について】

市道上の穴ぼこ、陥没等、危険が伴い早急な対応を必要とする内容は、学区要望ではなく、直接担当課に申し出るか、市民通報システムをご利用ください。

市民通報システム(修繕等)



市街灯、防犯灯の不点灯の通報については、専用システム「おおつ 市街灯光ラナイくん」、及び大津市コールセンター(077-523-1234)で電話受付も可能です。

おおつ 市街灯光ラナイくん(市街灯)



なお、大津市所管業務以外のご要望については、適切な要望先をご案内し、大津市ではご意見として拝聴させていただきます。

(4) 大津市が所管する業務以外の要望については、関係機関(P4参照)へ直接要望してください。

## 6. 提出について

学区要望書は、8月末までに市民相談室([TEL 077-528-2666](tel:077-528-2666))へ、提出してください。

◆データ メール([otsu1168@city.otsu.lg.jp](mailto:otsu1168@city.otsu.lg.jp))

◆紙ベース 手渡し、郵送(浜大津4丁目1-1 市民相談室)、送付

## 関係機関一覧

要望内容		所管機関	代表者及び連絡先
① 信号機の設置、横断歩道の設置、一旦停止線の設置、道路標識(規制・指示)の設置、速度規制、駐車禁止・不法駐車対策		大津北警察署	署長 石居 高廣 大津市真野二丁目20-23 Tel 077-573-1234 ① 窓口：交通課 ② 窓口：地域課
	② パトロール強化、交番の設置について	大津警察署	署長 竹谷 均 大津市打出浜12-7 Tel 077-522-1234 ① 窓口：交通第一課 ② 窓口：地域課
国道1号、161号、湖西道路に関する要望について (歩道整備、街灯設置等含む)		国土交通省近畿地方整備局 滋賀国道事務所	所長 谷 成二 大津市竜が丘4-5 Tel 077-523-1741
維持管理にかかる緊急性のある連絡	国道1号に関する事	草津維持出張所	栗東市中沢二丁目12-30 Tel 077-562-0842
	国道161号、湖西道路に関する事	堅田維持出張所	大津市本堅田四丁目15-3 Tel 077-572-1580
瀬田川の維持管理等について		国土交通省近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 瀬田川出張所	所長 奥野 淳一 大津市黒津四丁目2-1 Tel 077-546-0006
県道及び国道367号、422号、477号の維持管理等について (道路拡幅、歩道整備、街灯設置、側溝整備、除草等含む)		滋賀県大津土木事務所	所長 岩崎 一彦 大津市松本一丁目2-1 Tel 077-524-2812
一級河川の維持管理等について (浚渫、除草、護岸整備、改修等含む)			
郵便ポストの設置等について		大津中央郵便局	局長 矢田 公明 大津市打出浜1-4 Tel 077-524-2002
私道関係		地権者又は地元で維持管理	
農道関係		受益者又は地元で維持管理	
土地改良関係		学区内で農業組合、水利組合等と調整をお願いします。	

## 第2章 修繕、維持管理等や個人的な要望の依頼

### 1. 修繕、維持管理等の依頼とは

既存の設備や施設に関する修繕・維持管理等についての依頼。

### 2. 依頼の方法について

修繕等は、随時、直接担当課へ依頼してください。

修繕等は、「修繕等依頼書」（依頼書は支所を通じて提出可能）のほか、電話、メール、FAX、市民通報システム（P3のQRコード参照）でも依頼できます。

#### ※修繕等依頼書により担当課へ依頼するもの

【道路関係】 担当課：道路・河川管理課 TEL 077-528-2782

- ・舗装（打ち替え）
- ・道路区画線の引きなおし
- ・側溝蓋の補修
- ・側溝の補修（側溝の蓋掛けを除く）
- ・ガードレール・防護柵の補修
- ・カーブミラーの移設・角度調整
- ・市街灯・防犯灯の修繕・球切れ
- ・街路樹の剪定・消毒

【公園関係】 担当課：公園緑地課 TEL 077-528-2784

- ・公園の維持管理

#### ※直接担当課へ依頼するもの

【水道・ガス関係】 担当課：企業局 維持管理課 TEL 077-528-2609

- ・水道・ガス施設の修繕

【雑草関係】 担当課：環境政策課 TEL 077-528-2760

- ・空地の雑草繁茂に関する相談

【生活環境関係】 担当課：環境政策課 TEL 077-528-2735

- ・河川等の水質に関する相談
- ・大気汚染に関する相談
- ・騒音・振動苦情に関する相談
- ・悪臭苦情に関する相談

【ペットに関する相談】 担当課：動物愛護センター TEL 077-574-4601

- ・犬、猫、ペットに関する個別の相談等

【児童クラブに関する相談】 担当課：児童クラブ課 TEL 077-528-2776

- ・児童クラブの入所等の相談
- ・児童クラブの施設の維持管理

# 学区要望マニュアル（自治会用）

## 第1章 学区要望について

### 1. 学区要望とは

地域の目指す将来像に近づくため、また、地域が抱える課題を解決し、よりよいまちづくりに資するための、地域から大津市への要望です。

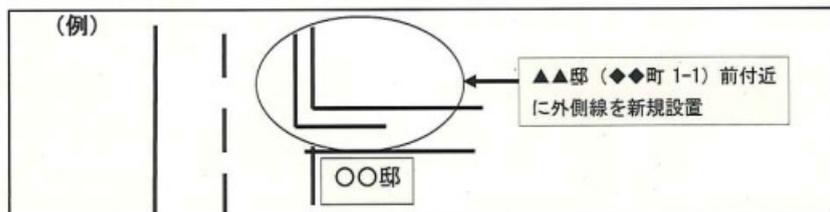
### 2. 学区要望の事務手順

- 1) 自治会は要望書（添付用地図、写真含む）を作成します。（データ・紙ベース）
- 2) 自治会は自治連合会が定めた提出期日までに要望書を当該学区自治連合会へ提出します。
- 3) 当該学区自治連合会は自治会からの要望内容を集約の上、学区要望書として取りまとめ、提出期日までに市民相談室へ提出します。
- 4) 市民相談室は学区要望書を各担当課へ送付し、回答期日までに回答を求めます。
- 5) 担当課は、学区要望書について市民相談室へ回答します。
- 6) 市民相談室は、各担当課の回答を取りまとめの上、回答書を学区自治連合会へ送付します。
- 7) 自治会は、当該学区自治連合会から学区要望書の回答を受け取ります。

### 3. 要望書の作成方法について

- 1) 「要望書及び回答書」の様式は、所定の様式（Word）を使用し、書式等の変更はしないでください。  
○「要望書及び回答書」の様式は、市ホームページからダウンロードできます。（6月●●日以降）  
市ホームページ 便利なサービス> 申請書ダウンロード> 暮らし・手続き> 自治会> 自治連合会学区要望書様式（word）・学区要望マニュアル（自治連合会用）（自治会用）・学区要望書・修繕等依頼書
- 2) 「要望書及び回答書」の様式により「新・継」「要望内容及び要旨」「担当課」を記載してください。  
○「要望内容及び要旨」については、簡潔をお願いします。  
○以前と同様の要望をされる際は、過去の回答の内容等を踏まえて要望内容を検討し、状況に変化があった場合は、その旨を記載してください。  
○要望書を手書きされる場合は、ボールペンを使用し、楷書（かいしよ）で大きく明瞭に記載してください。
- 3) 「図面・写真」欄には、該当の要望に対応する位置図、写真と同じ資料番号を記載してください。  
○要望場所や要望内容の特定しやすい資料をできるだけ「A4カラー」で、ご提出をお願いします。  
○すべての地図に、自治会名を明記してください。

【位置図】 位置図には最寄りの公共施設や住所を明記する等、確実に場所を特定できる工夫をお願いします。



【写真】 写真は、近景だけでなく、なるべく周囲の状況がわかるように撮影してください。

- 4) 平日の昼間に連絡がとれる連絡先を必ず明記してください。
- 5) 市街灯やカーブミラーの新設条件は、次のとおりです。

【市街灯】 大津市道上の夜間交通の安全確保を目的に設置、維持管理する照明灯

- 市道であること（国道、県道、里道及び私道には設置できません。）
- 原則、既存の関西電力柱やNTT柱（それらが無い場合は、専用柱を建てる場所があること）

【カーブミラー】交通ルールを遵守することを前提として、その物理的条件等により視距が確保されない場所に設置するもの

「設置する場所」

- 大津市道の視界不良のカーブ
- 大津市道と大津市道または大津市道と公道との交差点（公道とは、国道、県道、他市道をさします）

「設置しない場所」

- 隅切りが施されており、視距が確保されている交差点
- 一旦停止、信号機設置等の公安規制により交通安全上の措置がされている交差点

#### 4. 要望先の判断

【道路】市道か否かの判断は、「市道認定路線網図」を参照してください。

⇒担当課：路政課 TEL077-528-2858

「市道認定路線網図」市ホームページ 便利なサービス> 大津市地図検索サービス「My Townおおつ」

【河川】一級河川、普通河川、準用河川の判断

⇒担当課：道路・河川管理課 TEL077-528-2782

※一級河川でも、その上流や支流の場所によって普通河川となる場合がありますので注意してください。

※大津市が所管するのは、普通河川・準用河川です。

【公園】児童遊園地及び都市公園

⇒担当課：公園緑地課 TEL 077-528-2784

【その他】所管課が不明の場合は、市民相談室（TEL 077-528-2666）へお問い合わせください。

#### 5. 要望書にあたってのお願い

1) 自治会内で内容を調整のうえ、ご要望ください。

◎市道拡幅や側溝改修による通行幅の拡張等は、市道との境界確定や地権者の用地協力等が必要となる場合がありますので、協力が得られる見込み等、地元での調整を図っていただいた上で要望していただくようお願いします。

2) 個人的な要望は学区要望ではなく直接担当課へご連絡ください。（主なものはP4参照）

3) 道路や公園施設の修繕の依頼は直接担当課へご連絡ください。（主なものはP4参照）

◎既存の設備や施設に関する修繕・維持管理等については、学区要望ではなく、直接担当課へご連絡ください。（P4参照）

#### 【緊急性のある要望事項について】

市道上の穴ぼこ、陥没等、危険が伴い早急な対応を必要とする内容は、学区要望ではなく、直接担当課に申し出るか、市民通報システムをご利用ください。

##### 市民通報システム（修繕等）



市街灯、防犯灯の不点灯の通報については、専用システム「おおつ 市街灯光ライクくん」、及び大津市コールセンター（077-523-1234）で電話受付も可能です。

##### おおつ 市街灯光ライクくん（市街灯）



なお、大津市所管業務以外のご要望については、適切な要望先をご案内し、大津市ではご意見として拝聴させていただきます。

4) 大津市が所管する業務以外のご要望については、関係機関（3ページ参照）へ直接要望してください。

#### 6. 提出について

**提出期日及び提出方法は、当該学区自治連合会へお問い合わせください。**

その他については、市民相談室（TEL 077-528-2666）へお問い合わせください。

## 令和5年度 ○○学区要望書及び回答書

番号	新・継	要望内容及び要旨	担当課	回答要旨	図面写真
1					
2					
3					

※「継続」要望の場合は、昨年度の回答内容を踏まえて要望書を作成してください。

※道路、市街灯、カーブミラー、公園等の修繕及び維持管理にかかる内容については、「修繕等依頼書」にて各担当部署へ直接依頼してください。

自治連合会・自治会  
担当者連絡先： \_\_\_\_\_ ( 様)

# 記入例

## 令和5年度 ○○学区要望書及び回答書

番号	新・継	要望内容及び要旨	担当課	回答要旨	図面写真
1	新	大津市道「幹0000」の道路幅が狭いため、側溝の蓋を新規に設置してほしい。	道路・河川管理課	(大津市が記入させていただきます)	No.1
<p><b>【市街灯の新設について】</b></p> <p>大津市道上の夜間交通の安全確保を目的に設置、維持管理する照明灯で、設置できる場所は次のとおりです。</p> <p>(1) 市道であること。(国道、県道、里道及び私道には設置できません。)</p> <p>(2) 原則、既存の関西電力柱やNTT柱。(それらが無い場合は、専用柱を建てる場所があること。)</p>					
2		<p><b>【カーブミラーの新設について】</b></p> <p>(1) 設置する場所</p> <p>①大津市道の視界不良のカーブ。</p> <p>②大津市道と大津市道または大津市道と公道との交差点。(公道とは、国道、県道、他市町道をさす。)</p> <p>(2) 設置しない場所</p> <p>①隅切りが施されており、視距が確保されている交差点。</p> <p>②一旦停止、信号機設置等の公安規制により交通安全上の措置がされている交差点。</p> <p>※カーブミラーは、交通ルールを遵守することを前提として、その物理的条件等により視距が確保されない場所に設置するもの。 例えば、一旦停止による安全確認をしない、スピードを出しすぎる等、交通ルールを守らない者があることに起因する危険の回避を目的とする設置はできません。</p>			
3					

※「継続」要望の場合は、昨年度の回答内容を踏まえて要望書を作成してください。

※道路、市街灯、カーブミラー、公園等の修繕及び維持管理にかかる内容については、「修繕等依頼書」にて各担当部署へ直接依頼してください。

自治連合会 ●●●●自治会

担当者連絡先: ●●●-●●●●-●●●● (▲▲様)

関係機関一覧

要望内容		所管機関	代表者及び連絡先
① 信号機の設置、横断歩道の設置、一旦停止線の設置、道路標識(規制・指示)の設置、速度規制、駐車禁止・不法駐車対策		大津北警察署	署長 石居 高廣 大津市真野二丁目20-23 Tel 077-573-1234 ① 窓口：交通課 ② 窓口：地域課
	② パトロール強化、交番の設置について	大津警察署	署長 竹谷 均 大津市打出浜12-7 Tel 077-522-1234 ① 窓口：交通第一課 ② 窓口：地域課
国道1号、161号、湖西道路に関する要望について (歩道整備、街灯設置等含む)		国土交通省近畿地方整備局 滋賀国道事務所	所長 谷 成二 大津市竜が丘4-5 Tel 077-523-1741
維持管理にかかる緊急性のある連絡	国道1号に関する事	草津維持出張所	栗東市中沢二丁目12-30 Tel 077-562-0842
	国道161号、湖西道路に関する事	堅田維持出張所	大津市本堅田四丁目15-3 Tel 077-572-1580
瀬田川の維持管理等について		国土交通省近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 瀬田川出張所	所長 奥野 淳一 大津市黒津四丁目2-1 Tel 077-546-0006
県道及び国道367号、422号、477号の維持管理等について (道路拡幅、歩道整備、街灯設置、側溝整備、除草等含む)		滋賀県大津土木事務所	所長 岩崎 一彦 大津市松本一丁目2-1 Tel 077-524-2812
一級河川の維持管理等について (浚渫、除草、護岸整備、改修等含む)			
郵便ポストの設置等について		大津中央郵便局	局長 矢田 公明 大津市打出浜1-4 Tel 077-524-2002
私道関係		地権者又は地元で維持管理	
農道関係		受益者又は地元で維持管理	
土地改良関係		学区内で農業組合、水利組合等と調整をお願いします。	

## 第2章 修繕、維持管理等や個人的な要望の依頼

### 1. 修繕、維持管理等の依頼とは

既存の設備や施設に関する修繕・維持管理等についての依頼。

### 2. 依頼の方法について

◎修繕等は、随時、直接担当課へ依頼してください。

◎修繕等は、「修繕等依頼書」（依頼書は支所を通じて提出可能）のほか、電話・メール・FAX・市民通報システム（2ページのQRコード参照）でも依頼できます。

#### ※修繕等依頼書により担当課へ依頼するもの

【道路関係】 担当課：道路・河川管理課 Tel 528-2782

- ・舗装（打ち替え）
- ・道路区画線の引きなおし
- ・側溝蓋の補修
- ・側溝の補修（側溝の蓋掛けを除く）
- ・ガードレール・防護柵の補修
- ・カーブミラーの移設・角度調整
- ・市街灯・防犯灯の修繕・球切れ
- ・街路樹の剪定・消毒

【公園関係】 担当課：公園緑地課 Tel 528-2784

- ・公園の維持管理

#### ※直接担当課へ依頼するもの

【水道・ガス関係】 担当課：企業局 維持管理課 Tel 528-2609

- ・水道・ガス施設の修繕

【空地の雑草関係】 担当課：環境政策課 Tel 528-2760

- ・空地の雑草繁茂に関する相談

【生活環境関係】 担当課：環境政策課 Tel 528-2735

- ・河川等の水質に関する相談
- ・大気汚染に関する相談
- ・騒音、振動に関する相談
- ・悪臭苦情に関する相談

【ペットに関する相談】 担当課：動物愛護センター Tel 574-4601

- ・犬、猫、ペットに関する個別の相談等

【児童クラブの相談】 担当課：児童クラブ課 Tel 528-2776

- ・児童クラブの入所等の相談
- ・児童クラブの施設の維持管理